



平成28年5月13日

各 位

会社名 三浦工業株式会社
代表者 代表取締役社長 宮内大介
(コード番号 6005 東証 第一部)
問合せ先 取締役経営企画室長 原田俊秀
(電話番号 089-979-7045)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成28年6月29日に開催予定の第58回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、平成16年4月1日より執行役員制度を導入しておりますが、執行役員制度の更なる活用を目的として現行定款を一部変更するものであります。取締役は取締役会構成員として経営の迅速な意思決定および業務執行を監督し、執行役員は当社を取り巻く事業環境の変化と事業領域の拡大・多様化に機動的に対応し業務を執行してまいります。

なお、社長、専務等の役付は執行役員としての役付とする予定です。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成28年6月29日(予定)

定款変更の効力発生日 平成28年6月29日(予定)

以上

【別紙】

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示します)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第12条 (記載省略)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議によって取締役社長が招集し、議長となる。</u></p> <p>2 <u>取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>第14条～第16条 (記載省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 取締役会</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、監査等委員である取締役以外の取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2 <u>取締役会は、その決議によって監査等委員である取締役以外の取締役の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長が招集し、議長となる。</u></p> <p>2 <u>取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>第24条～第27条 (記載省略)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第12条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会において選定した代表取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>2 <u>前項の代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>第14条～第16条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第5章 取締役会</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、監査等委員である取締役以外の取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>(削除)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会において選定した代表取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>2 <u>前項の代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>第24条～第27条 (現行どおり)</p>

以上